

安中都市計画用途地域の変更（西上磯部工業団地地区の決定）に係る  
公聴会開催概要と公述意見に対する見解について

**1 公聴会概要**

- (1) 日 時 令和5年12月19日（火） 19時00分から19時38分  
(2) 場 所 安中市役所本庁305会議室  
(3) 公述人 3名  
(4) 傍聴人 2名

**2 公述意見に対する都市計画決定権者の見解**

| 意見の要旨   | 見解  |
|---|---|
| <p>以下の理由により、西上磯部工業団地地区の用途地域の変更に反対する。</p> <p>1 本地区は化学工場用地になる予定であり、居住地近くに工場が建設されれば、周辺に非常に危険を及ぼす可能性がある。工場が稼働すると騒音や夜間照明の問題が発生する。大気や土壤、水質の汚染も心配で、生活環境の悪化が予想される。新寺地区の農家は川の水を農業用水として利用しているが安全なのか。</p> <p>計画案では本地区の西側に、10mの道路と15mの緑地緩衝帯を設けることになっているが、緑地緩衝帯に樹木を植え、高い建物ができれば日照が遮られる。</p> <p>市が計画案を変更しないならば、住居から少しでも離れたところに建物を建てる、緑地帯に樹木を植えて庭園風にして楽しく散歩してみたい場所にするなど、近隣住民への弊害や住民感情を阻害しない方法を切に望む。本地区の造成が行われる前に、近隣住民と買受企業との話し合いを要望する。</p> | <p>以下の理由により、市原案のまま進めることとします。</p> <p>1 本地区の道路を挟んだ北側と西側に住宅があるので、計画案では北側と西側の境界部分には、10mの付替道路、15mの緑地緩衝帯、駐車場、調整池、貯水池等を配置して、住宅地から離隔距離を確保することにより、近隣住宅への日照・騒音その他環境への影響について軽減できるように配慮しております。また農業用水の利用に関する限り、関係機関や用水管理者と調整済みであります。</p> <p>買受企業には、各種規制に関する法令の遵守を求めるとともに、近隣住民の住環境に影響を及ぼさない建物の配置や周辺環境に配慮した緑地帯の整備等を要望してまいります。市土地開発公社が造成工事を行う前に、近隣住民を対象にした住民説明会を買受企業とともに実施する予定です。</p> |
| <p>2 現在でも工場への通勤者で朝と夕方に渋滞が発生している。新たに工場ができ通勤者が増え、また工場への材料搬入等のトラ</p>   | <p>2 買受企業に、材料搬入等の車両に対しての安全運転励行の徹底、混雑緩和のため工場通勤者の通勤時間の分散</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>ックが増えれば、交通事故の危険性が増大する。</p>   | <p>や公共交通の利用促進について要望いたします。</p>   |
| <p>3 構想図では北西側に駐車場、南側に貯水池となっていて、ここに建物は建てない予定である。しかし案はあくまで案であり、市が買受企業に売却すれば買受企業の自由に敷地を利用することができる。</p>                                     | <p>3 本地区は、市土地開発公社が、現在の土地利用計画の内容で都市計画法の開発許可を受けて造成を行い、買受企業に売却する予定です。開発許可を受けて造成した土地につきましては、買受企業も開発許可を受けた内容に則った土地利用を行うこととなりますので、緩衝帯や調整池は担保されます。</p>   |
| <p>4 本地区が工場になるのは、近隣住民だけではなく、磯部地区全体の問題点である。温泉振興と今回の開発計画は全く関係ないとは言えない。観光客は温泉地に癒しを求めてくるのに、工場がすぐそばにあれば磯部温泉の風評被害も広がる。</p>                    | <p>4 本地区は、安中市都市計画マスター プランでは、産業用地の計画的な開発整備の推進、及び既存工業生産機能の増進と活力ある産業機能の誘導を図る地区として位置づけられております。今回の変更は、隣接する工業団地と一体的な土地利用を図り、本市の産業拠点としての機能をさらに高めていくために行うものです。磯部温泉の観光振興や自然環境の保護も重要であると考えておりますが、本地区の隣接地や周辺に立地済みの工場と同様に、今回の変更も温泉振興には影響がないと考えます。</p> |
| <p>工場ができれば、豊かな自然が全て失われる。失われた自然は二度と戻ってこない。また多くの人が散歩に来ている場所がなくなってしまう。人が来なくなってしまえば、そこに来ていた人との交流がなくなってしまう。</p>                              |   |
| <p>5 住民が意見を言う場やアンケートを取るなどはなかった。大きな工場ができれば、近隣住民は大きく影響を受けるので、近隣住民を対象にした住民説明会を要望したが行われなかった。</p>  | <p>5 本地区的説明会、公聴会の都市計画手続きにつきましては、市の広報やホームページで周知し、都市計画法の規定による手続きを行っております。本地区的大字は、磯部二丁目と西上磯部になっております。</p>  |
| <p>令和5年10月1日号の広報あんなかで都市計画原案の説明会の開催について掲載されていたが、広く周知しようとする意図が感じられなかった。地元の人たちは当該地域を西上磯部地区とは呼んでいない。説明会の参加者も少なく、近隣住民には未だにこの計画を知らない人もいる。</p> | <p>なお、市土地開発公社が造成工事を行う前に、近隣住民を対象にした住民説明会を買受企業とともに行う予定です。</p>   |

6 本地区は、令和2年の計画では高圧鉄塔までであったが、令和4年に入見堰までに拡張変更された。買受企業の要請のままに、近隣住民に寄り添わない行いである。

6 本地区的エリアにつきましては、産業振興のために必要な面積や開発後の農地利用計画を総合的に勘案し、土地改良区、地権者等とも調整し、現在のエリアとしたものです。